退職金専用定期預金

（２０２６年４月１日現在）

<table>
<tr><td colspan="2">１．商 品 名（愛称）</td><td>〇自由金利型定期預金＜Ｍ型＞または自由金利型定期預金＜大口定期＞
愛称：退職金専用定期預金</td></tr>
<tr><td colspan="2">２．販売対象</td><td>〇個人のお客様で次の条件を満たす方
・退職後６ヶ月以内の退職金
・退職金の確認ができる資料を提示いただける方</td></tr>
<tr><td colspan="2">３．取扱開始日</td><td>〇２０２６年４月１日（水）</td></tr>
<tr><td colspan="2">４．預入期間</td><td>〇　３ヶ月　非自動継続型
〇１２ヶ月　自動継続型（元金継続・元利継続）</td></tr>
<tr><td colspan="2">５．預　　入</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>（１）預入方法</td><td>〇一括預入</td></tr>
<tr><td></td><td>（２）預入形式</td><td>〇証書形式</td></tr>
<tr><td></td><td>（３）預入金額</td><td>〇３００万円以上
（退職金受取額を上限とさせていただきます。）
※スーパー定期３００　　３００万円以上１，０００万円未満
大口定期　　１，０００万円以上</td></tr>
<tr><td></td><td>（４）預入単位</td><td>〇１万円単位</td></tr>
<tr><td colspan="2">６．払戻方法</td><td>〇満期日以後に一括して払戻します。</td></tr>
<tr><td colspan="2">７．制限事項等</td><td>〇退職されたご本人名義のみ対象となります。
〇お一人様複数口座のお預け入れも可能です。
〇新規の定期預金のお預け入れに限定させていただきます。（既にお預け入れいただいている定期預金の預け替えはできません。）
〇３ヶ月退職金定期預金満期経過後は１２ヶ月退職金定期預金への預け替えが可能です。ただし、３ヶ月退職金定期預金満期日以降１ヶ月以内に預け替え手続きを行われるお客様に限ります。
（１２ヶ月退職金定期預金から３ヶ月退職金定期預金への預け替えはできません。）</td></tr>
<tr><td colspan="2">８．利　　息</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>（１）適用金利</td><td>〇固定金利
〇当金庫とのお取引（年金受給口座の指定または予約の有無）に応じて下表のとおり金利を適用します。
<table>
<tr><th>預入期間</th><th>年金受給口座の指定または
予約をしていただいた方</th><th>左記以外の方</th></tr>
<tr><td>３ヶ月</td><td>店頭表示金利
＋年１．２０％</td><td>店頭表示金利
＋年０．９０％</td></tr>
<tr><td>１２ヶ月</td><td>店頭表示金利
＋年０．５０％</td><td>店頭表示金利
＋年０．３０％</td></tr>
</table>
〇「３ヶ月退職金定期預金（年金口座指定有）の受取利息」の計算式（概算）
預入金額×（店頭表示金利＋適用金利）×３／１２ヶ月＝税引前受取利息
〇店頭表示金利については当金庫ホームページを参照ください。
〇自動継続後の金利は、継続日におけるスーパー定期３００または大口定期の店頭表示金利を適用します。</td></tr>
<tr><td></td><td>（２）利払方法</td><td>〇満期日以後に一括して支払います。</td></tr>
<tr><td></td><td>（３）計算方法</td><td>〇付利単位を１円とした１年を３６５日とする日割計算です。</td></tr>
</table>

９．税　　金	○受取利息には２０％（国税15％、地方税５％）の税金がかかります。 （ただし、マル優ご利用の場合は非課税となります。） ※２０１３年１月１日から２０３７年１２月３１日までの間にお受け取りになる利息等には「復興特別所得税」が課税されますので、２０．３１５％（国税１５．３１５％、地方税５％）の税金がかかります。
１０．手 数 料	――
１１．付加できる特約	○マル優の取扱いができます。 ※マル優について、詳しくは渉外担当または窓口へお問い合わせください。
１２．中途解約時の取扱い	○原則中途解約できません。 ○当金庫がやむをえないと認め満期日前に解約する場合は、お預け入れ期間に応じた以下の期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。 〈スーパー定期３００〉 ・６ヵ月未満・・・・・・・解約日における普通預金の利率 ・６ヵ月以上１年未満・・・約定利率×５０％ 〈大口定期〉 次のＡ、Ｂ及びＣ（Ｂ及びＣの算式により計算した利率の小数点第４位以下は切り捨てます。ただし、Ｃの算式により計算した利率が０％を下回る時は０％とします。）のうち最も低い利率 Ａ：解約日における普通預金の利率 Ｂ：約定利率－約定利率×３０％ Ｃ：約定利率－｛（基準利率－約定利率）×（約定日数－預入日数）｝÷預入日数
１３．金利情報の入手方法	○金利はホームページでご確認いただくか、店頭備え付けの金利表示ボードでご確認ください。
１４．苦情処理措置 ・紛争解決措置	○苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引店または総合企画部コンプライアンス対策課（９時～１７時、フリーダイヤル０１２０-３０１-８６５）にお申し出ください。 ○紛争解決措置 東京弁護士会（電話：０３－３５８１－００３１）、第一東京弁護士会（電話：０３－３５９５－８５８８）、第二東京弁護士会（電話：０３－３５８１－２２４９）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記総合企画部コンプライアンス対策課または全国しんきん相談所（９時～１７時、電話：０３－３５１７－５８２５）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総合企画部コンプライアンス対策課もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
１５．その他参考となる事項	○お申し込みの際には、「退職所得の源泉徴収票」や「退職金受取口座の通帳」など、退職金のお受け取り日と金額がわかる書類をご用意ください。 ○預金保険制度の付保対象預金です。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して１，０００万円までとその利息が保護されます。） ○お取扱い期間中であっても、金利情勢等により予告なく商品内容を変更もしくはお取扱いを中止させていただく場合がございます。